

旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）の利活用に関するプロポーザルに関する質問・回答

令和7年10月31日（金）現在

NO.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 1 ページ 3 対象用地・対象建物の概要	延床面積約5,110㎡と記載がありますが、各階の床面積をそれぞれご教示頂けると幸いです。	<p>登記上の床面積の内訳は下記のとおりです。</p> <p>1階 1,418.93㎡ 2階 1,253.26㎡ 3階 1,352.63㎡ 4階 140.85㎡ 地下1階 944.76㎡</p> <p>延床面積 5,110.43㎡</p>
2	⑤ 耐震診断報告書（H23年度） 耐震診断	建物の不等沈下の調査記録はありますか。	建物の不等沈下の調査記録はありません。
3	⑤ 耐震診断報告書（H23年度） 構造図	構造図に柱の鉄筋径および本数の記載がありますが、はつり調査は実施されていますか。実施されている場合、各階につき何箇所実施されていますか。	<p>柱のはつり調査は実施しています。</p> <p>⑤耐震診断報告書（H23年度）に記載のとおり、調査箇所数は7箇所（地下3箇所、1階2箇所、3階2箇所）です。</p>
4	⑤ 耐震診断報告書（H23年度） 耐震診断	耐震診断において経年指標の評価が良く、減点が少なくなっています。劣化状況についての調査記録はありますか。	⑤耐震診断報告書（H23年度）に、写真台帳（一部写真に剥落やクラックの記載あり）と1～4階伏図（クラック、欠損等の記載あり）があります。
5	⑤ 耐震診断報告書（H23年度） 構造図	地下床スラブの有無が構造図で不明です。床スラブの有無の記録はありますか。	⑤耐震診断報告書（H23年度）の図面によると、地下床スラブはありません。
6	⑤ 耐震診断報告書（H23年度） 構造図	平成25年の躯体保存工事など過去工事において、杭に関する記録・写真等がありますか。	⑤耐震診断報告書（H23年度）の図面によると、基礎構造は、杭基礎ではなく、直接基礎（独立基礎形式）を採用しています。GL-2.84mの砂礫層を支持層としています。杭に関する記録・写真等はありません。

NO.	質問項目	質問内容	回答
7	募集要項 8 ページ 5(6) 選定結果の通知及び公表	全提案者の名称が公表されると記載があるが、共同体的場合代表構成員のみではなく、構成員の名称も公表されるか。	共同体的場合、共同体的名・代表構成員の名称・構成員の名称を公表する予定です。 なお、10月14日付けで募集要項の添付資料1「様式集」のうち、様式2-2から様式4及び、様式5-2から様式7について、共同体的名の記載欄を追加（修正）しています。
8	募集要項 2 ページ 4(2)②対象建物	岐阜県様の所有で、入札後の租税は係らない認識でよろしいでしょうか？	募集要項 2 ページ4(2)②に記載のあるとおり、対象建物は「原則、利活用事業者が無償で譲渡」としており、利活用事業者の所有となる予定です。したがって、譲渡日以降に対象建物にかかる租税公課は所有者である利活用事業者にご負担いただくこととなります。
9	募集要項 添付資料 1 様式集 ■各様式の記載事項 3 企画提案書類関係	直近3年間において滞納していないことの証明が必要な地方税は「法人事業税」のみでお間違いないでしょうか。「法人都民税」等も含まれますか。	様式集-3 企画提案書類関係に記載のあるとおり、「直近3年間において国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないことを証明する資料」が必要です。したがって、法人都民税（法人住民税）も証明が必要な都道府県税及び市町村税に該当します。 ただし、提出する納税証明書は、様式集の同項目に記載した「※法人事業税の納税証明書を提出する場合は、本店所在地におけるものを提出してください。」の取扱いと同様とし、本店所在地におけるものを提出してください。
10	募集要項 添付資料 1 様式集 ■各様式の記載事項 3 企画提案書類関係	決算書に関して、設立後間もない企業のため決算書等の準備ができない場合はどう対応すべきか。	法人設立後間もないため、様式集-3 企画提案書類関係に記載のある「決算書（直近3期分）」が提出できない場合は、試算表や設立当初の事業計画など、法人の財務状況が分かるものを提出してください。
11	募集要項 添付資料 1 様式集 ■企画提案書の記載内容 <企画提案書の項目> (4) 資金計画	資金計画との記載なので、一般的な損益計算書でなく、資金の収支という認識で問題ないか。	お見込みのとおり、(4) 資金計画については「損益計算書」ではなく、「供用開始前及び供用開始後（10年間）に必要な事業費に関する収支計画」及び「資金調達の方法、考え方」について作成して下さい。

NO.	質問項目	質問内容	回答
12	募集要項 2 ページ 4(2)②対象建物	無償譲渡と記載があるが、この場合固定資産税の評価に関しても無償の資産が前提か。それとも一定の評価の上で資産価値を算定した上で固定資産税の基準となるのか。 この場合概ねの固定資産税の想定額はあるか。	譲渡後の旧岐阜県庁舎にかかる固定資産税は、岐阜市が課税主体となります。このため、県において固定資産税の想定額は算定しておりません。